

御当家御式目 全 (有田昌和氏提供)

当家制法条々 (原文)

一、天下諸事之御制法宜相守事
付、切支丹宗門堅令停止也

是又天下嚴重之御制禁也、無懈怠常々定
置処之五人組之者相談し可令穿鑿自然脇
より於露頭者本人者可準天下之御制法、
五人組之者も糺輕重可有其沙汰事

一、諸士面々常に可相嗜事

右諸士は常に文を学び武を頑ひ忠孝乃道
に志し假初も礼法を乱さず義理を専として
公儀をつやまひ法度を守り其役々に怠るへ
からず、此法於当家古より定をかるる元就
公之制法たり今以不可怠事

一、軍役不可忘事

右治にも不忘乱をは是古来之法也、常に

(訳 文)

一、天下諸事の御制法よろしく相守るべき事
付、キリシタン宗門かたく停止せしむる也

これ又天下嚴重の御制禁なり、懈怠(おこ
たり)なく常々定め置く処の五人組の者相
談し、穿鑿(調査)せしむべし自然脇より
露頭(事が現れる)に於ては本人は天下の
御制法に準ずべく、五人組の者も輕重(貴
任の)をただし其の沙汰有るべき事

一、諸士面々常々相たしなむべき事

右諸士は常に文を学び武を**もてあそび**忠孝
の道に志し、かりそめも礼法を乱さず、義理
をもつぱらとして公儀をつやまい、法度を守
り、その役々に怠るべからず。此の法当家に
於て古より定めおかるる元就公の制たり今も
つて怠るべからざる事

一、軍役忘るべからざる事

右治にも乱を忘れざるは、是れ古来之法な

武具馬具堅固にして尤人馬共二定めのこと
と無緩を可相嗜事

一、当奉行をさしおき以縁引申訴訟之事

右当奉行をさしおき強縁を以申理承引有
間舗との禁法八元就公の掟たり、然上は訴
人は不及謂取次之者も且は背先制且は依怙
之張本たり、尤可相誠者也

付、奉行頭人掠正理立非儀構私曲万事之沙
汰緩あらは目付之者可言上事

一、訴訟之事

右累年人々不謂大小事訴訟恣にして大以
狼籍之至也、因茲不論善悪邪正自今以前之
訴訟堅令停止也、然上八古来之理不絶は曲
事たるべし

此法元就公制法之時、元春、隆景、貞俊
通良これをつけたまはって相禁する所の例

り、常に武具馬具堅固にして、もつとも人馬
共に定めのごとく緩み無きを相たしなむべき
事

一、当奉行をさしおき縁引を以て訴訟申すの事

右当奉行をさしおき強縁を以て申す理承引
あるまじきとの禁法は、元就公の掟たり、然
る上は訴人は云うに及ばず、取次の者も且つ
は先制に背き且つは依怙の張本たり、最も相
誠むべき者なり

付、奉行頭人正理を掠め、非儀を立て私曲を
構え万事の沙汰緩みあらは目付の者言上す
べき事

一、訴訟之事

右累年人々大小事と云わず訴訟をほしいま
まにして大いに以て狼籍の至りなり、茲に因
つて善悪邪正を論ぜず自今以前の訴訟堅く停
止せしむるなり。然る上は古来之理絶えざる
に於ては曲事たるべし

此の法元就公制法の時、元春（吉川）隆景

を以今亦所相誠也

付、向後公私之志を以取立るもの有之とい

ふ共不恐主命猜侍輩下より引例之廉をも

つて濫訴申出間敷事

一、諸公事之事

右訴論於出来は随分以内證可取收惣而少

事を闇さしおくによつて終には及大事、是誠に公儀

を軽しめ、法に背罪人たり、若於訴奉行所

双方糺明之上非分の方は其咎重かるべき事

付、不依善悪一旦裁許之公事再不可悔せ事

一、輕公儀破法族之事

右公儀を軽しめ下知法度を破ものは君臣

(小早川) 貞俊、通良これを承わつて相禁ず
る所の例を以て今亦相いましめ候也

付、向後(この後)公私の志を以て取り立つ

るものこれ有りというとも、主命を恐れず

侍を猜む輩(やから)下より引例の廉(件

)をもつて濫訴(みだりに訴える)申し出

まじき事

一、諸公事之事

右訴論(訴えの議論が起る)出来に於ては

随分(充分)内証を以て取りおさむべし

惣じて(全般的に)少事を闇(さしおく)く

によつて、ついには大事に及ぶ、是れ公儀を

軽しめ法に背く罪人たり、若し奉行所に訴る

に於ては、双方(両方)糺明の上非分(悪い

)の方は咎(罪)重かるべき事

付、善悪に依らず一旦裁訴之公事再び悔すべ

からざる事

一、公儀を軽んじ法を破る族(者ども)の事

右公儀を軽しめ下知法度を破る者は君臣の

失礼儀国賊たり、縦雖為以下之者蒙主命下知をなさは、一門之歴々其外之尊族たりとも謹而其下知を可相護、是当家古来之法度たり

一、面々其分限と其役儀をかへり見て礼法猥りにすへからざる事

右其身々々の分際を察し、其役々をかへりみ、辞慇懃にして着座之時不疎品万事を慎て進退相应之覚悟有へし、是元就公制法也

付、家業を事とする者対諸士不可致慮外、

諸芸者其作法放埒にして次第を乱においては不謂儀なり、自今以後假初之参会たりといふとも不可乱法事

付、諸士として又うちの者、農人、町人に

無理非法仕懸間敷事

礼儀を失する国賊たり、たとえ以下(身分の下)の者為りといえども、主命の下知をなさば、一門の歴々其の外の尊族たりとも謹しんで其の下知を相護るべく、是れ当家古来の法度たり

一、面々其の分限(身のほど)と其の役儀をかへりみて、礼法猥(分をこえる)にすべからざる事

右其身々々の分際(身分)を察し、其の役をかへりみ、辞(ことば)慇懃(ていねい)にして着座の時疎品(下品)ならず、万事をつしんで進退相应の覚悟有るべし、是れ元就(毛利)公の制法なり

付、家業を事とする者、諸士に対し慮外(無

礼)致すべからず、諸芸者作法放埒(勝手気まま)にして次第(順序)を乱すにおいては、謂わざる(論外のこと)儀なり、自今(今より)以後かりそめの参会(会合)たりといふとも法を乱すべからざる事

付、面々下々の者共対直参之士、不可慮外

自然不儀不道をたくみ、いたつら仕において曲事たるへし、常々其主人々々行規手堅可申付、若猥之族有之者、且は其主人之緩を、且は法を軽する輩たり、是元就公堅相警法たり、其下人は咎之輕重によつて可処嚴科、品により其主人も亦可為越度事

一、諸役之士可相守事

右不謂親子同名縁類無臯負偏頗常に無欲廉直を専として万事可執行且又対相役雖有遺恨於公用は互に不 心申出す旨身に引

付、諸士として、又家内の者、農人、町人に

無理非法しかけまじき（してはならない）事

付、面々下々の者ども直参之士に対し慮外（

ぶしつげなこと）すべからず自然不儀不道をたくみ、いたづら（まちがったこと）つかまつるにおいては、曲事たるべし。常々其の主人々々行規（行儀）手がたく申し付くべし、若し猥（無作法）の族これ有るに於ては、且は其の主人の緩みを、且は法を軽んずる輩たり、是れ元就公の堅く相警むる法たり、其の下人は咎（罪）の輕重によつて嚴科（きびしいとがめ）に処す可く、品（ことから）により其の主人もまた落度為る可き事

一、諸役之士相守る可き事

右親子、同名、縁類を謂わず臯負偏頗（かたより）無く常に無欲廉直（潔白で正しい）を専として万事執り行つべし、且つ又相役に

懸不惜一命人のにくみを請、当家のためよろしきやうに可裁判是又元就公乃厳法たり

一、諸士專可相誠事

右諸士として名利名聞にかかわり、諂權門勢家、侍輩の為を肝要とし、公儀を次にして分過に誇り昼夜遊山風流を好み連歌茶之湯盤上乱舞等に心をうつして是のみ家業のことゝ頑ふ事
付、士として医療針治家業のことくする事
付、賭奕其外不儀之賭勝負之事
付、耽男色女色事

一、結党輕忠族之事

右万事に徒党を結び企非礼非儀、或八人の為に荷担し、而忘主忠或八堅き誓紙を

対し遺恨（うらみ）有りと雖も公用に於ては互に口　申し出す旨身に引懸け一命を惜しまず、人のにくみをうけ、当家のためよろしきように裁判（とりさばく）すべし、是れ元就公の厳法（きびしい取りきめ）たり

一、諸士専ら相誠しむべき事

右諸士として名利名聞にかかわり、権門勢家（権力や勢のある者）にへつらい侍輩の為を肝要とし、公儀を次にして分過（身分不相応）に誇り、昼、夜遊山風流を好み連歌、茶の湯、盤上乱舞等に心をうつして、是れのみ家業のごとく頑ぶ事
付、士たるもの自身の外売買利潤の才覚の事
付、士として医療、針治家業のごとくする事
付、博奕其の外不儀の賭勝負の事
付、男色、女色に耽る事

一、党を結び忠を輕んずる族の事

右万事に徒党を結び非礼非儀を企て、或は人の為に荷担（力をかす）し、て主忠を

取か八し、生死之交を結ぶ事、古今所相也、若違犯之族於有之者可為重罪事

付、他国之者に密事を通して当家の法を洩

し、深重の交里を結ぶへからず、縦雖為

親子兄弟、他国に於有之者、其所右に同

しかるべき事

一、組頭、番頭并組之證人可心得事

右組頭八諸士の司たる上礼儀正誦法度を

守り組中之諸士と無親疎令一和諸役番等無

甲乙可申付、惣而不依何事依怙私なく、理

に隨て可有其沙汰、又道理に依て及貧窮者

あらば、救立身軀相続様に方便有へし、若

又私の費をいたし、手前逼迫して、而非

儀之訟於有之八 子細を尋究め可言上、詮

儀之上 一廉越度に可申付事

付、組付之士共其頭之下知を輕しめ、我意

を恣にし惣而無作法之族於有之者速に申

出へし、一悪人其組に有るとき八、諸人妨

忘れ、或は堅き誓紙を取りかわし、生死の交りを結ぶ事、古今相誠る所也、若違犯之族之れ有るに於ては重罪たるべき事

付、他国の者に密事を通じて当家の法を洩し

深重の交わりを結ぶべからず、たとえ親子

兄弟たりといえども、他国に之れ有るに於

ては其所右に同じしかるべき事

一、組頭、番頭並びに組之證人心得べき事

右組頭は諸士の司（支配役）たる上、礼儀

正しく法度を守り、組中の諸士と親疎無く一

和せ令め、諸役番等甲乙無く申し付くべし、

惣じて（全般に）何事に依らず依怙私なく（

個人的なひいき）理に従つて其の沙汰有るべ

し、又道理に依つて貧窮に及ぶ者あらば救い

立て身軀相続くように方便（心配り）有るべ

し、若し又私の費（消費）をいたし手前（家

計）逼迫して 非儀の訟え之れ有るに於

ては 子細を尋ね窮め言上すべし、詮儀の上

一廉越（落）度に申し付くべき事

と成ものなり、然に此理に暗き者八兎角人之悪事を云事本意と心得て、ついに無沙汰に依て悪人は弥悪をまし、善人も佞否の理を見てもいはず、善人も悪人と共に惣而**従者**と相成者也、是又其頭を疎にして組之詮議無之、糺べきを不糺可賞を不賞故也、急度此理を辨知て善人悪人共に於有之者、組頭明白に可申出、若私曲を構於不申出一廉可為越度事

付、自他之組と質方申分有之時八假令我組たりとも無理於申出は随分申宥め、他組の理を理に取扱へし、自分の組とて無理を引ときは是又依怙之本たる事

付、諸事證人にまかせ緩怠氣随意仕間敷事

付、組頭中寄合之時、萬不可致結構、尤美

酒佳肴濃茶等無用之至也、可致 所沙

汰にまじへ盤上私談禁止之事

付、急度可落着事を組頭依緩怠令延引事太以可為越度事

付、組付の士共に其の頭の下知（命令）を輕

しめ我意を恣（好き勝手）にし、惣じて無作法の族之れ有るに於ては速かに申し出ずべし、一悪人其の組に有るときは、諸人の妨げとなるものなり。然るに此の理に暗き者は兎角人の悪事を云う事本意に非ずと心得て、ついに沙汰無きに依て、悪人は弥々一悪を増し善人も佞否（理にかなわぬこと）の理を見ても云わず、善人も悪人と共に惣じて**徒者**（つまらぬ者）と相成るものなり、是れ又頭を疎かにして組の詮議（とりしらべ）之れ無く、糺すべきを糺さず賞む可きを賞めざる故なり、急度此の理を辨え知りて善人悪人共に之れ有るに於ては、組頭明白に申し出ずべし、若し私曲を構え申し出でざるに於ては一廉越（落）度たるべき事

付、自他の組と質方（善悪の決め）申し分之れ有る時は、たとえ我が組たりとも無理申

付、不依何事、従公儀申出事、又不申出事

組頭として対組子申掠族自然於有之八可
為重罪事

付、番頭之儀は組頭に相次での役人たり、

組頭闕目有之時は其役に替て諸事可相勤
於番所は相組中之作法交替之勤不動慥に
見届其番之終に私なく組頭へ可申達、毛
頭取繕於申掠は一廉可為曲事

付、組付之土は組頭番頭證人等に申渡旨宜

承知、万事組頭之下知を守り、其威をお
もんじ慇勤に礼を尽し其役職無怠可相勤
自然申付役儀令違背者於有之は、速に言
上すへし、若又其頭無礼にして行跡を妄
にし、一組のうち親疎を分ち、自情楽を
事として其組を恵まず、組中之儀二付於
有緩八組子として再三可知諫、弥無承引
諸事怠りあらば、密に目付之者え訴へし
糺其實否可処廠法事

付、證人之儀八撰一組之中、詮議之上を以

出するに於ては、随分申し宥め、他組の理
を理に取り扱ふべし、自分の組とて無理を
引くときは是れ又依怙の本たる事

付、諸事證人にまかせ緩怠氣随意（なまけ、

気まま）仕るまじき事

付、組頭中寄り合いの時、万結構（ぜいたく

）を致すべからず、尤も（勿論）美酒佳肴

濃茶等無用の至りなり

所沙汰にまじえ盤上私談禁止の事

付、急度落着すべき事を組頭緩怠（ゆるみお

こたる）に依り延引せしむる事大いに以て

落度たるべき事

付、何事に依らず公儀より申し出ざる事、又

申し出でざる事組頭として組子に対し申掠

（いいかげんに云う）める族自然之れ有る

に於ては重罪為る可き事

付、番頭の儀は組頭に相次での役人なり、組

頭闕目（故障）之れ有る時は、其の役に替

つて諸事相勤む可し、番所に於ては、相組

其役可申付、然上は其組頭之怠りを諫め
相組中之愁訴理又八身体相続やうに常々
可気遣、勿論依怙私なく有躰之沙汰可仕
若私曲邪欲親疎のわかちあつて其役に怠
りあらバ速に可処重科事

中の作法交替の勤、不動慥かに見届け、其
の番の終りに私なく組頭へ申し達すべし、
毛頭取り繕い申し掠むるに於ては、一廉曲
事為る可き事

付、組付の士は組頭、番頭、證人等に申し渡
す旨宜しく承知すべし、万事組頭の下知を
守り其の威を重んじ慥勤(ていねい)に礼
を尽し其の役職怠り無く相勤む可し、自然
申し付くる役儀違背(そむく)せ令むる者
之れ有るに於ては速かに言上すべし、若し
其の頭無礼にして行跡(おこない)を妄に
し一組のうち親疎を分ち、自情樂を事とし
て其の組を恵まず、組中の儀に付き緩み有
るに於ては、組子として再三諫(忠告)を
加う可し、弥々承引無く(聞きとどけず)
諸事怠りあらば密に目付の者へ訴うべし、
其の実否を糺し厳法に処す可き事

付、證人の儀は一組の中より撰び詮議の上を
以て其の役申し付く可し、然る上は其の組

付、組頭怠有て聞べき事を不聞して、何篇

任證人、致自由者有之ば、頻に諫をくはふへし、且又於無承引は聞届ず組頭之越度に可申付、若又可謂事をいはず可争事を不争八是又證人可為越度事

付、證人万事組頭之助成をうけ、善悪共に

其頭之心に隨て媚諛相組中之馳走を受、町人之貢物を得事堅令禁止也、此段目付之者え手堅申付上八若相背者於有之は、依咎之輕重可処嚴法事

頭の怠りを諫め、相組中の愁訴（困つて訴える）理（すじみち）又は身体相續くように常々氣遣う可し、勿論依怙私なく有躰の沙汰仕る可し、若し私曲（個人的に眞実を曲げる）邪欲、親疎のわかち有つて、其の役に怠りあらば速かに重科に処す可き事

付、組頭怠り有りて聞くべき事を聞かずして

何篇（何事も）證人に任せ、自由を致す者之れ有らば頻り（たびたび）に諫め（忠告）を加うべし、且つ又承引無きに於ては聞き届けずして組頭の落度に申付く可し、若し又謂う可き事を云わず、争う可き（議論すべき）事を争わざるは是れ又證人の落度為る可き事

付、證人万事組頭之助成をうけ、善悪共に其

の頭之心に從つて媚びへつらい、相組中の馳走（もてなし）を受け、町人の貢物（ワイロの品）を得る事、かたく禁止せ令むる也、此の段目付の者へ手堅く（きびしく）

付、万事抽餘人、役儀私なく堅固相勤る證

人於有之は、組頭として言上すへし、尤

目付之者見聞之上是を糺し、可加褒美事

一、物頭可相心得事

右為物頭者は其身一人の役のみならず

数多之匹夫を預り法を定下知を堅する事其

頭之心得尋常にては不可叶、平生其身の行

役謹而相勤組中之者を健に持なし、一組一

和し、隙有時は弓鉄砲それぞれの武芸を令

修練公役を專にし、私用に仕はず、常に加

憐愍、身に引懸身上相続やうに方便有べし

若此法相背恣之作法於有之は、組を召上依

其品可処嚴法事

付、組之者は其頭之自由たるへし、若故有

申し付くる上は若し相背く者之れ有るに於

ては、咎（罪）の輕重に依り嚴法に処すべ

き事

付、万事餘人（他人よりすぐれ）に抽んで役

儀私なく堅固（確實）に相勤る證人之れ有

るに於ては、組頭として言上すべし、尤も

目付の者見聞の上是を糺し褒美を加う可き

事

一、物頭相心得可き事

右物頭為る者は其の身一人の役のみならず

あまたの匹夫（つまらぬ男）を預り、法を定

め下知を堅くする事、其の頭尋常にては叶う

べからず、平生其の身の行役堅固にして、諸

役謹んで相勤め組中の者を健に持ちなし一組

一和し隙有る時は弓鉄砲それぞれの武芸を修

練せしめ、公役を專らにし私用に仕わず、常

に憐愍（あわれみ）を加え身に懸け身上相続

くようじに方便（適当な手段）有るべし、若し

此の法に相背き恣に作法之れ有るに於ては組

て令誅伐時八、相役中え令相談、詮議之上を以大頭へ相達し、聞定之後可任其心事

付、役目無甲乙可申付事

付、与之中に一人肝煎と号し、組中之事裁

判する者相定上八、此外一人も無益の役に不可加事

付、吉田以来の足輕筋目之者無相違様に可

抱置、若緩怠有之バ大頭を以訴奉行所其下知を請て可得時宜事

付、組之者如定申出ずに募り、或は役目に

怠り、或は慮外無沙法之躰仕においては如何躰にも可申付事

付、組之者新参に抱入事、人物堅固にして

ひかへ慥なる者、尤弓鉄砲を修練し、或は歩行水練の達者、或は力量強盛にして見懸健なる者をむねとすへし、右の一徳有之者八、縦見かけ見苦敷有之といふとも可召抱事

を召し上げ其の品に依り厳法に処すべき事

付、組の者は其の頭の自由たるべし、若し故

有つて誅伐（処刑する）せしむる時は相役

中へ相談せ令め、詮議の上を以つて大頭へ相達し、聞き定めの後其の心に任すべき事

付、役目甲乙無く申し付くべき事

付、与の中に一人肝煎と号し組中之事裁判す

る者相定むる上は、此の外一人も無益之役に加う可からざる事

付、吉田（安芸の国吉田城）以来の足輕筋目

の者、相違無き様に抱え置く可し、若し緩怠之れ有らば大頭を以て奉行所へ訴え、其の下知を受けて時宜を得可き事

付、組の者定め之如く申し出でずに募り、或

は役目に怠り、或は慮外無沙法の躰仕るににおいては如何躰（どの様）にも申し付く可き事

付、組之者新参に抱え入る事、人物堅固にて

ひかへ（保証人）慥かなる者、尤も弓鉄砲

付、組頭之下人自分之組へかかへ入ましき事

付、組之者謡盤上其外諸士の作法をまね、品を越たる仕儀有之八則可召放事

付、弓鉄砲之者其芸稽古之時、おのれが業を忘れ、其武具人に持せ間敷事

付、対諸士慮外不仕様に常々堅可申渡尤役所において行規能可相嗜事

付、為物頭組中之振舞、礼物、音物請問舗事

一、致家業者其役專可相勤事

右成家業は其芸無懈怠可相勤、若捨自門之業、於学他門之業は可曲事、但其家業為

を修練し、或は歩行水練の達者、或は力量

強盛にして見懸け健かなる者をむねとすべし、右の一徳之れ有る者は、たとえ見懸見

苦しく之れ有りというとも召し抱う可き事
付、組頭の下人自分の組へかかえ入れまじき事

事

付、組之者謡い盤上其外諸士の作法をまね、品を越えたる仕儀之れ有らば則ち召し放つ可き事

付、弓鉄砲の者其の芸稽古の時、おのれが業を忘れ、其の武具人に持たせまじき事

付、諸士に対し慮外仕らざる様に常々堅く申渡す可し、尤も役所において行規（行儀）よく相嗜む可き事

付、物頭として組中の振舞、礼物、音物（ワイ口の贈り物）請けまじき事

一、家業を致す者其の役専ら相勤む可き事

右家業を成すは其の芸無懈怠無く相務む可し
若し自門の業を捨て、他門の業を学ぶは曲事

増隆是を学ぶは可為格別、雖然於其流儀八無相違可相続事

付、他国之者に諸芸稽古之契約仕候ハハ、

前廉其頭へ相届、其頭より奉行所へ申達
免許之上稽古可仕、敢以内證他国之者に
契約停止之事

一、諸士妄他国出行之事

右他国出行之事堅禁之、雖然於道理至極之儀は、其組へ達し、組頭より訴奉行所、其子細詳に聞届可免許事
付、縦両国内たりとも城下を離れ致一宿事於有之ハ、是又組頭へ達し、留守居之者へ訟、赦免之上可参与、頭無之者ハ可訴奉行所事

一、歩行士之儀ハ第一五調強力を宗（旨）と

たる可き事、但し其の家業増隆と為り、是を学ぶは格別たる可し、然りと雖も其の流儀に於ては相違無く相続可き事

付、他国之者に諸芸稽古之契約仕り候はば前廉（前もつて）其の頭へ相届け、其の頭より奉行所へ申し達し、免許の上稽古仕る可し、敢て内證を以て他国之者に契約停止の事

一、諸士妄りに他国出行之事

右他国出行之事堅く之れを禁ず、然りと雖も道理至極の儀に於ては、其の組へ達し、組頭より奉行所に訴え、其の子細詳かに聞届可免許す可き事
付、たとえ両国（防長二国）の内たりとも城下を離れ一宿致す事之れ有るに於ては、是れ又組頭へ達し、留守居の者へ訴え、赦免の上参与す可し、頭之れ無き者は奉行所へ訴う可き事

一、歩行士の儀は第一に五調強力を宗として、

して兵法早業水練等之役を常に工夫練磨し
面々之役儀無闕如堅固可相勤、惣而其頭之
下知を謂、萬法度を守り、貞心之覚悟可為
肝要裏

一、諸士役儀之時不可難渋事

右於には時申出、役儀上役下役遠近をい
はす聊不可違背、若私を以申付役儀たり共、
一旦其役を勤、追而理可申出事

付、手子付之侍ども不依何事其頭の下知に

隨べし、雖然為公儀不宜儀と存事於有之
ハ其頭へ再三達而可加意見、其上於無承
引は可訟奉行所事

付、病者幼少共に不及力儀ながら役目廻り

相当とき、諸侍輩のかつきに成事一人二
人に慈悲を加ふるを以て、諸人の痛とな
る事、以小恵之致す所なり、所詮自今以
後病者之儀二年迄ハ諸役目常の者同前た
るへし、二年過る時ハ其身上相当之役常
に倍すべし、幼少ハ八才迄を幼少並と

兵法早業水練等の役を常に工夫練磨し、面々
の役儀欠如無く堅固に相勤む可し、惣して其
の頭の下知を受け、萬法度を守り貞心の覚悟
肝要たる可き事

一、諸士役儀の時難渋す可からざる事

右の時に於ては申し出で、上役下役遠近を
いわず聊も違背有る可からず、若し私を以て
申付くる役儀たりとも一旦其の役を勤め、追
つて理り申し出ず可き事

付、手子付の侍ども何事に依らず其の頭の下

知に隨うべし、然りと雖も公儀の為宜しか
らざる儀と存ずる事之れ有るに於ては、其
の頭へ再三達して意見を加う可し、其の上
承引無きに於ては奉行所へ訴う可き事

付、病者幼少共に力及ばざる儀ながら、役目

廻り相当る時、諸侍輩のかつき（負担）に
成る事一人二人に慈悲を加うるを以て諸人
の痛みとなる事、以て小恵の致す所なり、
所詮自今以後病者の儀二年迄は諸役目常の

して役儀之事病者可為同然、十八才過る時八訟組頭、諸役よのつねたるへし、自然病者煩之年月に私を構え、幼少八其才を偽り、於掠公儀は、後に洩聞一廉可為曲事

付、從先年煩来る者は、今日より此定法之
ごとく役儀可仕事

付、三十日過ても不快気ときは其組頭へ訴ふへし、与頭無之者は奉行所へ申達へし於遂快気も亦右の通相届へし、与頭奉行所にて病入帳を拵へて置へき事

一、純我憊、謗他人、企讒佞乱風俗族之事

右我憊偏執にして猜侍輩嫌善事好惡事、巧虚説、似真実善人を排斥する者八、誠是風俗を乱す悪人たり、重科甚大なれば、世のため人のため不可不罰、若如此之輩於洩

者同然たるべし、二年過る時は其の身上相当の役常に倍すべし、幼少は十八才迄を幼少並みとして役儀之事病者同然たる可し、十八才過る時は組頭へ訴え諸役世の常たるべし、自然病者煩いの年月に私を構え、幼少は其の才を偽り、公儀を掠むるに於ては後に洩聞え曲事たる可き事

付、先年より煩い来る者は、今日より定法の
ごとく役儀仕る可き事

付、三十日過ても快気せざるときは其の組頭へ訴うべし、与頭之れ無き者は奉行所へ申達すべし、快気遂げるに於ても亦右の通り相届くべし、与頭奉行所にて病入帳を拵えて置くべき事

一、我憊（わがままであるか）を専らにし他人を謗り讒佞（人をそしりおとしいれる）を企て風俗を乱す族の事

右我憊偏執（かたよりとられる）にして侍輩を猜み、善事を嫌い悪事を好み虚説（でた

聞八、忽可処廠科事

付、悪調儀之奴原種々巧遁辞、外には法を

守に似たるといへとも、内心に私を構、

色々に準て法度を乱す族於有之八一廉可

処廠法事

らめなうわさ)を巧み、真実に似せ善人を排

斥する者は、誠には風俗を乱す悪人たり、

重科(罪)甚大なれば、世のため人のため罰

せざる可からず、若し此の輩の如き洩れ聞く

に於ては、忽ち廠科に処す可き事

付、悪調儀の奴原(やつども)種々遁辞(云

いのがれ)を巧み、外には法を守るに似た

るといへども、内心に私を構え、色々に準

じて法度を乱す族之れ有るに於ては、一廉

廠法に処す可き事

一、好無用之事、費金銀、当役難勤族之事

右侍之嗜へきは道具たり、はばかつ雖然結構を諱

て分相應を肝要とすへし、是又当家旧制之

法也、況や此外之器をや、然に分過を好み

美麗を専とし、茶具、世具、衣類、群飲、

佚遊等之風流に財宝を費す輩幾乎、専誠載

主忠還而似不報主忠、大二以可為停止事

付、非師檀無益之奉加に人事令停止也、然

上八種々遁辞を構取持者八可為曲事

一、無用の事を好み、金銀を費し、当役勤め(

与えられた役目)難き族の事

右侍の嗜むべきは道具たり、然りと雖も結

構を諱(きらつ)て分相應を肝要とすべし、

是れ又当家旧制の法也、況や(まして)此の

外の器をや、然るに分過を好み美麗を専らと

し茶具、世具、衣類、群飲、佚遊(気ままな

遊び)等の風流に財宝を費す輩幾か(どれ程

多いか)是れ誠に主忠を載き、かえつて主忠

一、奢分過尽美麗屋作停止之事

右無用の費を禁する上は、此条雖不及謂不心得者之ために所相誠也、然に大小身共に普請結構にして分過倍古、是皆奢より出たり、自今以後新作事八不及謂、取繕たりとも目に立たる普請たらは、其組頭に申達し、奉行所并目付之者に相届可請其旨事

一、礼儀礼物之事

右近親類縁者之外へ八祝言、愁ともに礼

に報いざるに依たり、大いに以て停止たるべき事

付、師檀（神祭供養など）に非ず無益の奉加

（神社、寺院などの寄付）に入る事停止せ

しむる也、然る上は種々遁辞を構え、取り

持つ者は曲事たる可き事

一、奢分（ぜいたく）に過ぎ美麗を尽す屋作り

停止の事

右無用の費を禁する上は、此の条謂（言）うに及ばずと雖も不心得者のために相誠むる所也、捻じて屋作りに美麗を尽す事天下の御制誠眼前たり、然るに大小身共に普請結構にして分過古に倍す、是皆奢より出でたり、自今以後新作事は謂うに及ばず取繕いたりとも目に立ちたる普請たらば、其の組頭に申し達し奉行所並びに目付の者に相届け其の旨を請く可き事

一、礼儀礼物之事

右近き親類縁者の外へは祝言、愁（悲しみ

錢香典其外音信之贈答所相禁也、品定之儀奉行所より可申渡事

一、衣装之事

右先年從天下被仰出旨、今以宜相守、於國中八專儉約を本とし、不可致結構、品定之儀八委細別紙に記し、奉行共より可申渡事

一、饗応之事

右振舞之儀、物数定之外不可致結構、自然有限時においては、奉行目付之者へ達し可応其時宜、品定之儀、記別紙奉行共より可申渡事

一、私不可結婚并儀式之事

右夫婦婚合之道八人倫相統之根本たり、然に当時^{みだりに}猥欲心不儀にして不順の縁を結ぶ事無謂儀也、所詮自今以後百石已上之者婚姻を結八八、其約未定のうち双方より可相窺、聞定之上可沙汰事

ごと)ともに礼錢香典其の外音信の贈答相禁ずる所なり、品定めの儀は奉行所より申し渡す可き事

一、衣装の事

右先年天下より仰せ出ださる旨今以て宜しく相守る可し、國中に於ては専ら儉約を本とし、結構を致す可からず、品定めの儀は委細別紙に記し、奉行共より申し渡す可き事

一、饗応の事

右振舞の儀、物数定めの外結構を致す可からず、自然限り有る時においては、奉行目付の者へ達し、其の時宜に應ず可し、品定めの儀別紙に記し、奉行共より申し渡す可き事

一、私に婚姻を結ぶ可からず並に儀式の事

右夫婦婚合の道は人倫相統の根本たり、然るに当時猥に欲心不儀にして不順の縁を結ぶ事謂う無き儀なり、所詮自今以後百石已上の者婚姻を結ばば、其の役未定のうち双方より相窺う可し、聞き定の上沙汰す可き事

付、以内證枉法令、遁辞を巧之婚礼大に以

停止之事

付、大身之者娘数多於有之者、宗領娘一人

八同輩之分限の者に遣すへし、其末々よ

り八小身の者なりとも契約すへし、押な

べて結構の縁辺可為無用、是又天下之制

法歴然たり、聊不可相背事

付、嫁取儀式之事、大小身ともに儉約質朴

を本とし、不可致花麗、若此旨於相背は

可為曲

付、再三之嫁取之儀、年寄共迄訟へ、差図

を請て可任時宜事

付、不依大小身、他国之婚姻停止之事

一、繼目跡職并養子之事

右不依大小身於有実子は雖為幼少自今以

後役職全不可有相違者也、雖然筋目相違之

事於申出者実子たりとも可有違変、若又実

否不分明紛はしき事於申出は、本人は不及

謂其事取持親類縁者までも可為曲事、兼又

付、内證を以て法令を枉げ、遁辞を巧むの婚

礼大いに以て停止の事

付、大身の者娘数多く之れ有る者は、宗領娘

一人は同輩之分限の者に遣す可し、其の末

末よりは小身の者なりとも契約すべし、押

なべて結構の縁辺無用たる可し、是れ又天

下の制法歴然たり聊も相背く可からざる事

付、嫁取儀式の事、大小身ともに儉約質朴を

本とし、花麗を致す可からず、若し此の旨

相背くに於ては曲事たるべき事

付、再三の嫁取の儀、年寄共迄訴え、差図を

請けて時宜に任す可き事

付、不依大小身、他国之婚姻停止の事

一、繼目跡職並に養子之事

右大小身に依らず実子有るに於ては幼少為

りと雖も自今以後役職全て相違有る可からざ

る者也、然りと雖も筋目相違の事申出ざる者

は実子たりとも違変有る可し、若し又実否分

明せず紛わしき事申し出ざるに於ては、本人

片輪者或は癩瘡癩癩之類、或は狂気心之者
 其外役儀不相病者之類は縦雖為宗領家統尤
 令禁止事、然上は其二男三男等之中器量を
 もつて相続之儀可相窺、当分愛に溺れ私を
 以不可申出、右に所謂宗領之外於無実子は
 養子之法を以て可申窺事

付、末期之養子之儀前々より雖相禁、組頭
 目付之者証拠として其身慥筋目無相違於
 申出八詮議之上或は半分、或は三分一立
 遣べし、若又其者抽諸人致忠節者におい
 ては役職相違有間敷者也、但其期に臨ん
 で組頭不合居時八番頭可為証拠人事

付、雖為実子大不孝者又八家中に隠れなき
 越度人捻而人倫之道に背く者於有之は、
 役職の儀は不及沙汰速に可處廠科事
 付、実子、養子たりといふ共、無作法これ

有て、或は致追放、或八令生害時八、組
 頭迄申達し、其上訟奉行所、其後可任存

分事

は謂うに及ばず其の事取持つ親類縁者までも
 曲事為る可き事、兼て又片輪者或は癩瘡癩癩
 の類、或は狂気心の者其外役儀相ならざる病
 者の類は、たとい宗（総）領たりと雖も家統
 もとより禁止せしむる事、然る上は其の二男
 三男等の中器量をもつて相続の儀相規う（お
 願ひ申しあげる）可し、当分愛に溺れ私を以
 て申し出ずべからず、右にいわゆる宗領之外
 実子無きに於ては、養子の法を以て申し窺う
 べき事

付、末期の養子の儀、前々より相禁ずと雖も
 組頭目付の者証誕として其の身慥かに筋目
 相違無く申し出するに於ては詮議の上或は
 半分、或は三分一立て遣すべし、若し又其
 の者諸人に抽で忠節を致す者においては役
 職相違有るまじき者也、但し其の期に臨ん
 で組頭居合わさざる時は番頭証拠人たるべ
 き事

付、実子たりと雖も大不孝者又は家中に隠れ

付、養子（養）子の儀は本家氏族の中、其器

に相当る者を撰び養子にすべし、若し族之中於無之八可他姓、然則双方より姓名年数并約諾之趣詳に手付判形をす（そ）

へ可訟奉行所、其上年寄共より目付之者え相尋無別条においては可言上事

付、男女ともに他国へ養子として遣し、又

此方へ乞請る事甚以令停止也、若不相叶理於有之者其之理非を糺し、至極之道理たらば免許之上遣取べき事、貧金銀又諛権勢之家筋目に違いたる養子大以制禁之法也、其先祖因勲功、充行領知等欲心不儀にして利潤之作法於有之八全非士法事

付、種々調略を以掠公儀養子仕においては

其悪儀雖不顯、經年序後於洩聞八親子其可行厳法尤取持もの可為同罪事

付、又内之者百姓町人等、縦は血脈相続之

者たりといふとも一旦其家にくだらば直參之養子とする事可為停止、雖然器量拔

なき落度人総じて人倫の道に背く者之れ有るに於ては、役職の儀は沙汰に及ばず速かに厳科に処す可き事

付、実子、養子たりといふとも無作法これ有

りて或は迫放致し、或は生害せしめる時は組頭迄申し達し、其の上奉行所に訟え、其の後存分に任す可き事

付、養子の儀は本家氏族の中、其の器に相当

る者を撰び養子にすべし、若し氏族の中に之れ無きに於ては他姓とす可し、然らば則ち双方より姓名年数並に約諾の趣詳かに手付判形をそへ奉行所へ訴う可し、其の上年寄共より目付の者へ相尋ね、別条無きに於ては言上す可き事

付、男女ともに他国へ養子として遣し、又此

の方へ乞い請ける事甚だ以て停止せしむる也、若し相叶わざる理之れ有るに於ては其の理非を糺し、至極（もつとも）の道理たらば免許の上取り遣す可き事、金銀を貧

群にして逸芸有之者は詮議之上可召加家人

付、他子を養うと云うとも、大不儀にして

養父之意に背かハ其親に可悔也、是古來之法也、但養子咎なきに難非を付る事可為養父之越度、是又早く悔せして如誓約家督無相違可讓与事

付、諸芸者之子其芸不勤して親に劣り、又

家業を学ひ（ば）ずして他業を学者有之は、或は扶持を召放、或は知行を可減事付、鬭争に及び相果ものゝ役職双方之理非

を糺し理不尽なる者の役をハ一向可没収又道理之上一旦堪忍するといへども、無理を仕懸るによつて無是非於相果は、詮議之上役職可立遣事

付、隠居之者知行扶持方之儀ハ依品一代は

領知可申付事

付、隠居仕もの其宗（総）領及末期養子之

遺言令忘却相果時ハ、其親罷出で一旦役

り、又權勢の家に諛い、筋目に違いたる養子大いに以て制禁の法也、其の先祖因りの勲功、充行、領知等欲心不儀にして利潤の作法之れ有るに於ては、全て土法に非る事付、種々調略（ごまかし）を以て公儀を掠め養子仕るにおいては、其の悪儀顕れずと雖も、年序を経て後洩れ聞くに於ては、親子とも厳法に行なう可し、尤も取り持つ者同罪たる可き事

付、又、内の者、百姓町人等、たとえば血脈相続の者たりというとも、一旦その家に下らば、直參の養子とする事停止たる可し、然りと雖も器量拔群にして逸芸之れ有る者は詮議の上家人に召し加う可し

付、他子を養うと云うとも大不儀にして養父

の意に背かば、其の親に悔す可き也、是れ古來の法也、但し養子咎なきに難非を付る事養父の落度たる可し、是れ又早く悔せして誓約の如く家督相違無く譲り与う可き

儀所勤之上理於申出は詮議之上を以て次
男三男或は養子たりとも家続可申付事

事

付、諸芸者の子、其の芸を勤めずして親に劣り、又家業を学ばずして他業を学ぶ者之れ有らは、或は扶持を召し放し、或は知行を減ず可き事

付、鬪争に及び相果つる（死ぬ）ものの役職双方の理非を糺し、理不尽（理くつにあわぬ）なる者の役をば一向没収すべし、又道理の上一旦勘忍するといえども、無理を仕懸るによつて是非無く（やむをえず）相果つるに於ては詮議の上役職立て遣す可き事

付、隠居の者知行扶持方の儀は品に依り一代は領知申し付く可き事

付、隠居仕る者、その惣領末期（長男が死んで）に及び養子の遺言忘却せしめ相果つる時は、其の親罷り出で、一旦役儀所勤の上理り申し出するに於ては詮議の上を以て次男、三男或は養子たりとも家続申し付く可き事

一、諸士二男三男召抱之事

右当家之儀は譜代之筋目歴々有之故二男三男等召置時は依怙私なく令詮議片落無之様に可申付委細年寄共より可申渡事

一、人沙汰之事

右自他国ともに本主のかまひ有之者不可抱置、若子細を不知して抱置者八本主より付届於有之は其道理糺明之上速に可差返、但さきより理不尽之儀申懸においては奉行所へ訟、可請下知、其外人沙汰之条数別紙に有之、其旨を以可沙汰事

付、縦直参之者之一族たりとも一旦主従乃

契約をむすぶ上は、下人たるもの者其主人の心に任すべき事勿論也、然上は依事之躰、雖加誅伐、其親類縁者として毛頭憤り有へからず、若此旨於相背は一廉可為曲事

付、主従のよしみをわすれ、当家を立退者

一、諸士二男三男召し抱えの事

右当家の儀は譜代の筋目歴々（はつきりと）之れ有る故二男、三男等召し置く時は、依怙私無く詮議せしめ、片落ち之れ無き様に申し付く可し、委細年寄共より申し渡す可き事

一、人沙汰（人事）の事

右自他国ともに本主のかまい之れ有る者抱え置くべからず、若し子細を知らずして抱え置く者は本主より付け届之れ有るに於ては其の道理糺明の上速かに差し返す可し、但し先より理不尽の儀申し懸るにおいては奉行所へ訴え、下知を請く可し、其の外人沙汰の条数別紙に之れ有り、其の旨を沙汰す可き事

付、たとえ直参の者之一族たりとも一旦主従

の契約をむすぶ上は、下人たる者は其の主人の心に任すべき事勿論也、然る上は事の躰に依り誅伐を加うると雖も其の親類縁者として毛頭憤り有る可からず、若し此の旨相背くに於ては一廉曲事たる可し

國中出入尤在宅堅令禁止事

付、背天家国家之法、大逆不道人國中に来るにおいては、其所之者見聞之上密に可訟奉行所、若隠し置脇より於洩聞八一廉可為曲事

付、当家にゆかり有之もの一旦令他国、又当家に縁を求て其由緒により目見を望者之儀は、年寄共内證にて能々詮議し、其上可言上、依道理目見有へき事

付、町人細工人常々少扶持を加置、自然争論有之時、其者之家人と号する事太以不謂儀也、自今以後奉公人之不沙汰町人一篇之沙汰に可申付事

一、喧嘩口論捕籠者并走者之事

右喧嘩口論雖為停止、若出来之時は、依其時宜先其所に有合者於有之八早々取収、

付、主従のよしみをわすれ当家を立退く者國中の出入は尤より在宅堅く禁止せしむる事

付、天家国家之法に背き、大逆不道人國中に来るにおいては其の所の者見聞の上密に奉行所に訟う可し、着し隠し置き、脇より洩れ聞くに於ては一廉曲事たる可し

付、当家にゆかり之れ有る者一旦他国せしめ又当家に縁を求めて其の由緒により目見を望む者の儀は、年寄共内證にて能く々々詮議し、其の上言上す可し、道理に依り目見有るべき事

付、町人細工人常々少し扶持を加え置き、自然争論之れ有る時、其の者の家人と号する事大いに以て謂わざる儀也、自今以後奉公人の沙汰とせず町人一篇（町人なみの）の沙汰に申し付く可き事

一、喧嘩口論、捕籠（取りおさえ）者並

に走者（土地を逃げ出す）之事
右喧嘩口論停止たりと雖も、若し出来（発

其場前後之次第見届、後日相窮之時堅固證跡可申出、尤荷担之者八先条に堅所相誠也自然番所役所等にて喧嘩口論於有之八、其役所其番所之者として可相斗、敢他番所之者不可交加、若其所に居合又八談合評定めため出合者二三人八可為格別其外之者八其番所其役所を相守、妄に不可出合、又取籠者之儀は相定法のごとく其役々の者可捕収本人を遮り不可推参者也、雖然其役人早速不馳来令延引、大事に及は、其処に有合者ども詮議之上を以相困、搦之者来時可渡之事

付、俄之走者於有之八別紙に相定法のごとく其請口々々堅固に可相守事

付、他国に到り途中にて不意に追懸る者行

合時、身に引懸さる事においては一向か

まい申間舗事

生)の時は其の時宜に依り、先ず其の所に有り合う者之れ有るに於ては早々に取り収め、

其の場前後の次第見届け、後日相窮めの時堅固に証拠申し出ず可し、尤も荷担の者は先条に堅く相誠る所也、自然番所役所等にて喧嘩口論之れ有るに於ては、其の役所、其の番所の者として相斗る可し、敢て他番所の者交加る可からず、若し其の所に居合わせ、又は談合評定めのため出合う者二三人は格別たる可し其の外の者は其の番所、其の役所を相守り、妄りに出合う可からず、又取籠め者の儀は御定法のごとく其の役々の者捕り収む可し、本人を遮り推参す可からざる者也、然りと雖も其の役人早速馳せ来らず、延引せしめ大事に及ば、其の処に有り合う者ども詮議の上を以て相困み搦めの者来たる時之を渡す可き事付、俄の走者之れ有るに於ては、別紙に御定

法のごとく其の謂け口(受け持ちの場所)

請け口堅固に相守る可き事

一、重科人申付場えうけたまわりの役人之外
不可推参事、右人指を以申渡旨脇より我意
を恣にして遮り本人、且八軽上意、且八悔
侍輩、乱法之本たり、若此旨於相背は可処
厳法事

一、失火之事

右日夜共に火用心不可有懈怠、以一家之
緩国家之費をなす事甚大也、専可相慎セ也
尤自他のため雖不可有緩殊大風等之時は猶
以自身手堅其下々へ下知をなし、火事おこ
らざるやうに可相守事

付、失火出来之時八面々請口堅固相守り、
不可有緩事

付、別紙に定置所之火消之法宜相守、其頭
頭八其手々え能下知をなし、諸人の働其

付、他国に至り途中にて不意に追い懸る者行

き合わす時、身に引懸（関係ないこと）ざ
る事においては一向かまい申すまじき事

一、重科人申付場へうけたまわりの役人の外推
参す可からざる事、右人指を以て申し渡す旨
脇より我意を恣にして本人を遮り、且は上意
を軽んじ、且は侍輩を侮り、法を乱すの本た
り、若し此の旨相背くに於ては厳法に処す可
き事

一、失火之事

右日夜共に火の用心懈怠（なまけおこたる
）有る可からず、一家の緩みを以て国家の費
をなす事甚大也、専ら相慎ませ可き也、尤
も自他のため緩み有る可からずと雖も殊に大
風等の時は猶以て自身手堅く其の下々へ下知
をなし、火事おこらざるやうに相守る可き事
付、失火出来の時は面々請口（受け持ちの所
）堅固に相守り、緩み有る可からざる事
付、別紙に定め置く所の火消の法宜しく相守

甲乙を見届可言上、其組々之儀は其頭之下知をうけ組下々々の者へ手堅法を下し其節堅固に可相勤事

付、諸士之家々大小身共に水溜桶、梯等堅固にこしらへ、不所水を溜置へし、若於不用意は其主人可為緩事

一、乗与之事

右一門之歴々家老之者出家沙門十五才以下之者は不及免許可乗与、五十才以上の老人又医者病人等は赦免之上可乗事

一、知行守護之事

右面々所宛行之領知（地）之儀年々修補に不怠、所務を薄くし百姓を憐み田畠不荒様に可令守護、若所務を苛し、不厭民苦、使百姓分散或八山林を荒し、或は井手川除

るべし、其の頭々は其の手々へ能く下知をなし、諸人の働き其の甲乙を見届け言上すべし、其の組々の儀は其の頭の下知をうけ組下々々の者へ手堅く法を下し、其の節堅固に相勤む可き事

付、諸士之家々大小身共に水溜桶、梯等堅固にこしらえ、所ならず水を溜め置くべし、若し用意せ不るに於ては其の主人緩みたる可き事

一、乗与（かごに乗る）之事

右一門の歴々、家老の者、出家沙門（僧侶）十五才以下の者は免許に及ばず乗与すべし五十才以上の老人、又医者、病人等は赦免の上乗る可き事

一、知行守護の事

右面々所宛行の領地の儀、年々修補に怠らず、所務を薄くし百姓を憐み田畠荒さざる様に守護せしむ可し、若し所務を苛くし、民苦を厭わず百姓を分散せしめ、或は山林を荒し

塘、道橋等之修補に怠り、惣而熟田を不毛之地となす事大なる国賊たり、不可有不誠因茲元就公政道のため堅被相制之法也、自今以後宜相守此旨者也、然上は郡奉行代官等蔵入給主をわかたず無私見聞之上連々可言上、其法堅固なる者には可加褒美不堅固なる者をば則可召放給地事

付、郡奉行代官等背先条之旨侍輩之ためを專とし、掠公儀可訟事を不訟者八当分掩隠後年に至て於洩聞八可為同罪事

一、目付之者可心得事

右是度申出旨堅固に相守、諸士之善悪邪正共に毛頭無私見分の上速に可言上、尤可有賞罰嚴重之沙汰、若目付として構私於不訴之者其科可重事

或は井手、川除、塘、道橋等の修補に怠り、惣じて熟田（良い田）を不毛の地となす事、大なる国賊たり、誠めざる有る可からず、茲に因つて元就公政道のため堅く相制せらるるの法也、自今以後宜しく此の旨相守る可きもの也、然る上は郡奉行代官等蔵入、給主をわかたず、私無く見分之上、連々言上す可し、其の法堅固なる者には褒美を加う可し、不堅固なる者をば則ち給地を召し放つ可き事

付、郡奉行代官等先条の旨に背き、侍輩のためを専らとし、公儀を掠め（ごまかす）訴う可き事を訟えざる者は、当分掩隠し後年に至つて洩れ聞くに於ては同罪たる可き事

一、目付の者心得可き事

右是度び申し出する旨堅固に相守り、諸士の善悪邪正共に毛頭私無く見分の上、速かに言上す可し、尤より賞罰嚴重の沙汰有る可し若し目付として私を構え之を訴えざるに於て

以上

右此条数は受天下之御制法之旨、或考元就公以来之旧記漸所記之法令三十三箇条令潤色事聊以非企新儀之法、是故為当家之式目而宜相守自今以後年々不怠至正月十一日宜読知之、若十一日公用相障則其翌日可執行、然上八先条所載之法令於違犯は詮議之上、明糺咎之輕重、或斬首切腹或国退遠流又籠舎閉門過料之七刑全不可遁、此法堅固於相守は其賞尤可重、此条可申渡者也

万治三庚子

九月十四日

御墨印

毛利主繕 殿

毛利隱岐 殿

益田孫左衛門殿

堅田安房 殿

榎本遠江 殿

は其の科重かる可き事

以上

右此の条数は天下の御制法の旨を受け、或は元就公以来の旧記を考え、漸く記する所の法令三十三ヶ条潤色（色どりをつける）せしむる事聊か以て新儀の法を企つるに非ず、是の故に当家の式目として宜しく相守るべし、自今以後年々怠らず、正月十一日に至り宜しく之を読知すべし、若し十一日公用相障らば則ち其の翌日執行なうべし、然る上は先条に載する所の法令違犯に於ては詮議の上明かに咎の輕重を糺し、或は斬首、切腹、或は国退（追放）遠流（島流し）又籠舎（入牢）閉門過料之七刑全て遁る可からず、此の法堅固に相守るに於ては其の賞尤より重かる可し、此の条申し渡す可き者也

万治三庚子（一六六〇）

九月十四日

御墨印

（毛利綱広）

古文書は、現代文のような書き下し文でなく、時には後に返って読んだり（漢文式）時には符号のような字（例えば与）のように特殊な書き方をしたものがあ
ります。これらを全部読みこなすことは
到底私どもの手にはおえません。山口県
文書館の専門家や地方の権威ある研究家
に判読をお願いしたのもあります。
「郡中御制法」や「御当家御式目」など
は上段に原文を下段に通読をかゝげまし
た。
原文の方には漢文式の返り点（一、二
レなど）の読み方の順序を付けましたが
不学のため中にまちがった所もあるかと
思います。御判読を願います。

毛利主繕 殿
毛利隠岐 殿
益田孫左衛門殿
堅田安房 殿
榎本遠江 殿

「弥富丸山八幡宮縁起と青木家の系譜
榎木藤井園一氏文書より」

品川

晴

防長注進案によれば、弥富丸山八幡宮につ
いて次のように記してある。(以下抜粋)

当社往古は福田村の内、宇田郷と三ヶ村の
境、八幡原に御座候所、慶安年中(一六四八
〜一六五二)御検地の節、出石御上地相成候
に付、弥富村の内馬場へ遷し奉り、其後貞享
年(一六八四)御検地の節、又々出石御上
地に付丸山へ遷し奉り、夫以来崇祭り来候由
勸請の古記は中古神職の家火災の節焼失仕候
由御座候事

里説に曰、天正文禄の頃年歴不詳候へども
弥富村の山谷と申所に清太夫と申もの、長尾
の岳にて衣冠正しき一尊像を拾ひ揚、能く見
れば裏に八幡宮と彫付ありし故、其の訳を里
人に語りて直に一小祠を建て是を崇め祭る、
此の故に其地を八幡原と呼来り候、其後馬場
へ遷し亦当社へ遷宮、馬場の社跡を古宮と号

す、鐘撞面と今田の字名にあり、且又右の清太
夫が子孫今に血脈相承して例年御祭礼の節は御
社へ罷出、神供を炊き相供へ申し候事

或人云う、此の八幡長尾の岡の地形、北は白
須御立山、西は宇田村山野につゞき、田平御立
山あり、南は山野といへども高山聳え、東は真
名板山御立山へつゞき、すべて四ヶ村より登り
詰めの高き所なり、土地は冷水流れ、漸人跡往
来の道程は踏堅めたれども、其の余は大湫(湿
地)にて古へとても人の住居せし所とは見え
ざればこの尊体草むらの中にてひろひしといふ
事決て戦国の砌なれば、程近き上小川村平山の
城などいへるありて、平山原は古戦場と申伝へ
たる事あれば、此の辺落武者の隠られし所にて
彼の尊体は軍の守神にて母衣などの内に納め置
れしを取り落されしものにてあらむ

青木譜

多治比王二十代後胤青木武蔵守直兼七大代孫
青木加賀右衛門尉重直男多治比一重所右衛門尉

民部少輔、是ヨリ五代連綿（切れなく続く）とゞ天明年中迄

只今摂州豊嶋郡（大阪兵庫の境辺）麻田在城ナリ、寛永年中ヨリ青木氏代々領之

長州阿武郡上小川村平山在城主町野坂江正家臣青木権十郎忠常、子供二人、姉三才、弟出生、幼少ノ時文禄年中乱勢（世）の節、父権十郎戦場ニテ討死ス、行方不知、残ル奥方子供必至ノ渡世不相成、民家落弥富村馬場ノ大畠田嶋何某方工有付（身をよせる）此権十郎当国ニテノ青木家之開人元祖也

一代 青木権十郎忠常

子二人、姉三才、弟は当才ナリ、幼少之時文禄年中諸方ニ乱勢（世）之トキ父権十郎陣中ヨリ不帰定メテ討死ト見工行方不知落城之跡に残る母子誠に十（途）方に暮れ渡世に込り馬場之大畠田嶋何某工在付民家工落ル

二代 同 権蔵

二十八才之年、此時元和二年初秋の比朋友数多連ニテ長尾ノ岡ヲ通り、岡ニ惣田原ト云所藪之中ニ光明光リ御座ス衣冠之尊神御立在リ、銘々（各自）抱工立テントスレ共、地より不離所工権蔵立出デ、何とぞ身仏の躰ナラバ我ニ御取付被下と抱工上ゲタレバ、御移有リ直ニ能見レバ裏ニ八幡宮トノ文字刻付顕シタリ、是八不只尊キ御神ナリ、背中ニ乗セ馬場工連帰り御宮構也、我守護神トゞ鎮祭申候彼之権蔵七十一才ニテ万治元年（一六五八）死ス

三代 清槌

慶長十七年（一六一二）出生、青木清治郎ト改名ス、清治郎四十一才之時于寛文二年御検地ノ節ニテ御役人熊野藤兵衛様御出勤在之候ニハ此社え御参時有之何カト御尋被成候ニ付キ前書之趣言上仕候得バ左有八当所には八幡宮なきに付弥富村惣社八幡宮とせよと被仰付奉得其意其時清治郎事清太夫と改名仕リ

神前通り社人同様に取扱い、御供神酒洗米
神供御膳其外備物引受永々子々孫々に至迄
同様、右之清太夫七十一才にて明和二年（
一七六五）卒又

清太夫子

四代

寛永十二年（一六三五）之出生、只助後
二左中卜改メ七十四才ニテ卒又

五代

寛文七年（一六六五）未之出生、左門卜
言ウ、後伊豆見卜改メ、貞享（一六八四）
（）之比市之丸山え宮柱構候様ニ御領主より被
仰付、此時貞享三寅之年御遷宮相成候馬場

之宮土地は有田開作又八鐘突面共云地名ナ
リ、御殿之跡、神水之池等今ニ古跡有之尚
又御本社部鍵当代迄守護仕来リ候、当社御
繁昌御神意永々万代不易之氏神と奉祝祭候
元禄元年（一六八八）二馬場より山谷之中屋
敷工往キ致住居候事、元禄十五年（一七〇〇

二）午ノ十二月卒又

六代 清浄

後二権十郎卜改

子供五人長男継本家男女四人他家二有付ク

七代 幼名吉槌

後二清蔵卜改メ家続なり

八代 佐吉

後二吉次郎卜改ム

六、七、八此之三代之間血脈相続、家続八相
整候得共委敷くわしき簾々不明、実子八数あまた多有之候由
二相聞候、実子之家続也

九代

寛文六年（一六六六）出生、幼名左次馬、

後二左次郎卜改メ、子供五人有リ、長男八継
本家ヲ四人之男女八他家工有リ付ク

本人事七十九歳ニ而寛保三年（一七四三）亥
ノ四月廿一日卒又、第十郎兵衛上屋敷工出仕
又、追々繁昌ニ続ク、左次郎妻宝曆六（一七
五六）子ノ年五月七日終ル

享保十四年（一七二九）出生、幼名は清治郎、後二佐右衛門卜改、子供三人有、一人は継自家、式人八他家二有付ク

行年七十一才ニテ卒ス、寛延八年辰ノ十月十五日卒ス、佐右衛門妻文化十（一八一三）酉ノ十月三日死ス

十一代

寛延三年（一七五〇）出生、幼名清槌後二清太夫卜改メ、子供五人壹人八自家ヲ継ギ四人八他家ニ在付ク、七十四才ニテ卒、文政五年（一八二二）ノ壬正月七日命日
清太夫妻六十八才卒天保三（一八三三）辰ノ十一月五日

十二代

天明七（一七八七）未ノ正月八日出生幼名清蔵後二佐右衛門卜改子供男女二人有、姉八立野神右工門妻二遣シ弟松蔵自家ヲ継グ、佐右衛門婦八山谷ノ岩本万治郎娘設之

永住ス、文政七（一八二四）甲之年櫛木ノ芝屋敷二藤井源蔵無子ニ付、素親類之行惣者城市惣左衛門殿扱を以て責参（直？）リ芝之家続ス、是迄八苗字青木と名乗候処工候得共、藤井家二人家二付青木之儀八全家之与三右衛門え譜リ

佐衛門姉行年六十二才、安政五（一八五八）戌午ノ二月八日卒ス、藤井左右衛門行年八十才、慶応二（一八六六）丙寅十月四日卒ス

十三代

文政元（一八一八）寅之九月十九日誕生、松蔵後二源左衛門利惣治卜改、子供女子壹人妻八山谷ノ青木与三右衛門娘、後明治十七年（一八八四）春四月十六日朝六時卒ス、絃二依テ葬儀ヲ改メ神葬ト成ス

卒後二藤井利惣治政 翁靈神トシ（おくり名）諡号ス

嘉永二年（一八四九）酉十一月二日出生

是迄八男子血脈相続ス、当代只今デ女子誕

生吉人

.....

此書八古キ系図大損シ候二付、今天和元年

（一六八一）酉ノ年ヨリ古書之表ヲ以テ再擇

セリ、併百八十五年ノ間不同之儀有間敷二限

ラズ考合ノ上遊覽希所二候、此時慶応二（一

八六六）丙寅ノ正月改之

十三代目 藤井利三治代改之

筆者七十八才 玉川翁忠泰（花押）

弥富丸山八幡富の縁起については、風土
 注進案に記されたものをはじめにかゝげて
 おきましたが、それを裏づけ檜木の藤井園
 一氏家系書により手がかりを得ることがで
 きました。藤井家の祖とも云うべき青木家
 の系譜をそえて、丸山八幡宮縁起の資料と
 して紹介する次第です。

お願い

今山口県文書館におきましては、「山口県史

」を作るべく、県内各地に残る古文書資料の調

査に懸命の努力を重ねておられます。これは資

料を収集するのではなく、何町の誰の家に行け

ば、このような資料を知ることができるとい

ことで、その賢料を提供してもらおうという

はありません。権力や政治、特に武家政治時代

の権力者の歴史の究明はわり合いにたやすいか

もしれません、しかし、そうした権力者や支配層をさへて来た多くの農山漁民、商工民の実態をつかむことはたいへんむづかしいものです。しかし、こうしたものが究明されねば本当の郷土の歴史が究明されたことにはならないのではないのでしょうか、時の支配者の歴史だけを連ねてこれが郷土の歴史とは云えないと思います。

そうした意味で、皆様の家に残存するどんなさゝいな古い書き物や記録でも提供して下さることをお願いする次第です。いただくのではありません。資料として見せていたゞければ結構なのです。

例えば冠婚葬祭に何をいくら買ったとか、大福帳や売り掛け帳などでは、その当時の物価の指数や変動を知ることができます。いわしが一尾いくらしたとか大根が一本何ほどしたとか、そうした記録が私達のふるさとの祖先の生活を知る貴重な資料となるのです。家の

普請に大工左官何人役、酒何斗、又浦でいわしの大漁があり、どこへ何程いくらで売った、祝いに酒を何斗使ったなど、そんな覚え帳があったら、それこそ、われわれ庶民のほんとうの生活の歴史のあかしではないのでしょうか、須佐の領主の益田家や其の下で働いた侍たちの働きの歴史も勿論大事です。しかし、そうした人々をさへて来た農山漁商の働きを無視してはなりません。そうしたもののすべてが明らかにされて、はじめて「本当の須佐の歴史」ができるのではないのでしょうか、ですから、一冊の大福帳、婚礼や葬式の出納帳とか、何もかも古い書き物の一つ一つが私たちのふるさとの記録資料とお考えになって、見せていたゞければ幸甚に存じます。ほんとうの須佐町の歴史を作るために御協力下さい。